

下呂市発表 令和2年8月20日		
担当課	担当者	電話番号
総務課	竹田太	0576-24-2222 内線215

## 市職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定に基づき、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、その内容を公表します。

### 記

#### 下呂温泉合掌村における使途不明金事件

##### 1. 事件の概要

元観光商工部観光施設の課長補佐が市の観光施設「下呂温泉合掌村」に勤務していた9年間に不正な支出や売上金の着服を繰り返し行い私的に流用していたもの。

##### 2. 処分対象者と処分の内容

###### (1) 管理監督者責任

元職員を指揮監督する立場でありながら、その職務を怠った（管理監督が十分できていなかった）責任を問い、当該職員の上司（退職者を除く）であったもの及び会計管理者（退職者を除く）に対し処分を行う。

###### 処分対象者

###### : 処分内容

- ・観光商工部観光施設長（54歳） : 減給処分（給料月額10分の1を3月）
- ・総務部総務課長（55歳）
  - 前観光商工部観光施設長（平成28、29年度） : 減給処分（給料月額10分の1を3月）
- ・観光商工部長（58歳） : 減給処分（給料月額10分の1を1月）
- ・会計管理者（59歳） : 戒告処分
- ・会計課主任主査（62歳）
  - 前会計管理者（平成29、30年度） : 戒告処分

###### (2) 根拠法令

- ①地方公務員法第29条第1項第2号（職務上の義務違反、職務を怠ったに該当）
- ②下呂市職員の懲戒処分等の取扱いに関する規程第14条（指導監督不適正）